

【統計でみる少年非行】

渡辺 演久（会員）

少年非行の第三の波とされている昭和 58 年と比較して今日の状況はどうなっているのだろうか？

「安全・安心」が叫ばれる中で、重大少年事件の絶対数はどうか。

少年非行が深刻な状況にあるとすれば、凶悪犯・粗暴犯が増加し、それらが占める割合が増えているはずである。

	凶悪犯(構成比)	粗暴犯(構成比)	合計(構成比)
昭58年	2014(0.8)	28844(11.0)	30858(11.8)
平17年	1643(1.1)	12082(8.4)	13725(9.5)

(『警察白書(昭59年版・平18年版)、警察庁『少年非行等の概要(平17年)』より作成、触法少年を含む)

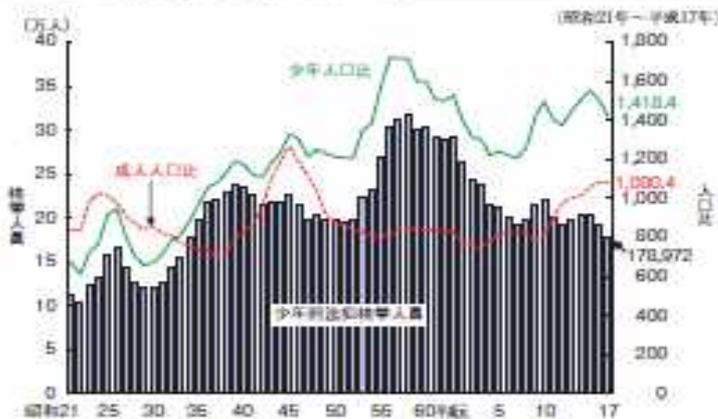
凶悪犯 = 殺人・強盗・強姦・放火

粗暴犯 = 暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合

少年犯罪の実状

4-1-1-1 図(犯罪白書 2006 年版 136 頁)は少年刑法犯の検挙人員・人口比を示したものである。一般少年刑法犯に占める凶悪犯・粗暴犯の割合は、上記で確認したように 10%未満である。第三の波の時期も近年も検挙人員の 7~8 割は窃盗と横領(ほとんどが占有離脱物横領)である。犯罪白書(2005 年版)199 頁の 4-2-1-16 図で明らかのように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗である。

4-1-1-1 図 少年刑法犯検挙人員・人口比の推移



検挙人員の中身はどうなっているのかな？

- 1 警察庁の統計上の総務省統計局の人口資料による。
- 2 昭和少年の検挙人員を含む。
- 3 昭和 45 年以降は、昭和少年の交通関係等も含まれる。
- 4 「少年人口比」は、10歳以上20歳未満の少年人口10万人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、「成人人口比」は、20歳以上の成人人口10万人当たりの成人刑法犯検挙人員の比率である。

窃盗の検挙件数と少年非行の波の関係

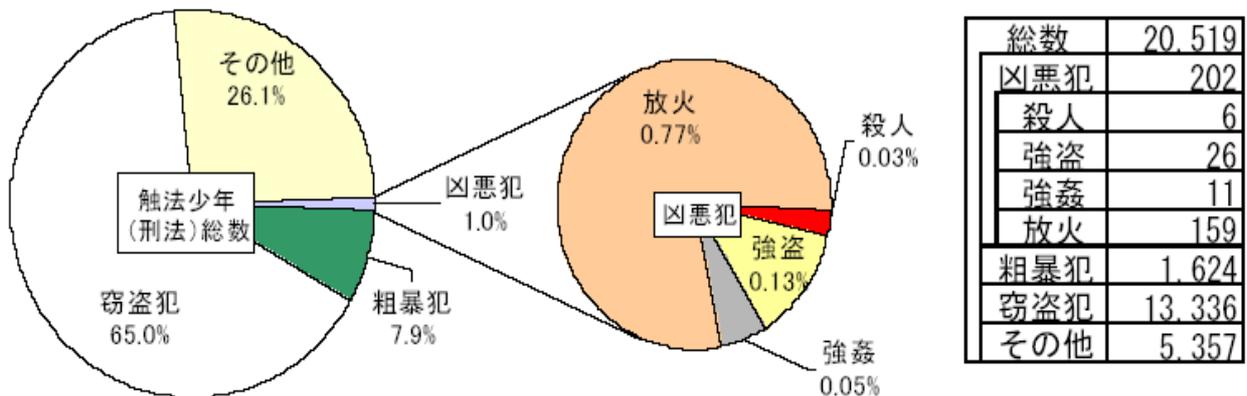
「窃盗は、少年刑法犯全体の推移に対応して、昭和 26 年、38 年及び 58 年をそれぞれピークとする三つの波が見られ」る（犯罪白書（2005 年版）198 頁、4-2-1-14 図）と指摘されているように、「少年刑法犯全体の波」と「窃盗・横領の波」は連動している。少年犯罪の増減は窃盗に左右されているのが実状である。少年犯罪の検挙件数あるいは人口比が深刻であるとはいっても、数値に影響を与えているのは重大犯罪なのではなく、窃盗や横領である。

触法少年事件の実状



触法事件はもともと少ないし、低年齢化しているわけではない。

触法少年（刑法）の行為態様別構成比（平成17年中）



昭和 58 年の触法少年の補導人員 64851 人に比較して大幅に減少している。また凶悪犯は 202 人であり割合にしてわずか 1.0%にすぎない。長崎市や佐世保市のような痛ましい事件がたしかに発生しているが、その事件だけを取り上げて、触法事件の凶悪化ということは認められない。また、凶悪犯の 8 割近くを放火が占めており、放火の増減が凶悪犯の数値を左右している。その性質からして、火遊びの延長であったり、精神的に不安定な場合であったり必ずしも凶悪とはいえない事例が相当数あると思われる。あまり公表されない事例だけに、慎重に検討する必要がある。

放火（触法）の家裁送致

放火で児童相談所から家庭裁判所へ送致されている人員はわずか0～3名である。つまりほとんどの事例は児童福祉の枠組の中で処遇が可能であると判断されている。法改正が実現されれば、児童相談所で処理されてきた放火の案件が原則家裁送致となる。しかし、これまで児童福祉の枠組で十分対応してきたのであるから、知事・児童相談所長等送致となり再び児童相談所へ戻されることが予想され、少年を長期間不安定な立場におくことになる。

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
放火補導人員	127	129	125	102	166	179	159
家裁送致	0	2	0	1	3	3	1

(警察白書、司法統計年報より作成)

非行の低年齢化について

犯罪白書（2006年版）138頁の4-1-1-4図によると、非行のピークはだんだん遅くなってきており、16歳がピークになっている。

いじめの被害者が「加害者」になってしまう

(1) 事件数

いじめに起因する事件の件数

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率
総 数	162	93	98	137	170	110	94	106	161	165	4	2.5
いじめ加害事件	149	91	92	131	159	103	89	99	141	155	14	9.9
構成比	92.0	97.8	93.9	95.6	93.5	93.6	94.7	93.4	87.6	93.9	6.3	—
いじめの仕返し	13	2	6	6	11	7	5	7	20	10	▲ 10	▲ 50.0
構成比	8.0	2.2	6.1	4.4	6.5	6.4	5.3	6.6	12.4	6.1	▲ 6.3	—

(2) 検挙・補導人員

いじめに起因する事件の検挙・補導人員

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率
総 数	426	310	268	369	450	288	225	229	316	326	10	3.2
小 学 生	10	8	9	11	7	6	1	3	34	23	▲ 11	▲ 32.4
構成比	2.3	2.6	3.4	3.0	1.6	2.1	0.4	1.3	10.8	7.1	▲ 3.7	—
中 学 生	341	264	209	269	341	216	163	182	217	240	23	10.6
構成比	80.0	85.2	78.0	72.9	75.8	75.0	72.4	79.5	68.7	73.6	4.9	—
高 校 生	75	38	50	89	102	66	61	44	65	63	▲ 2	▲ 3.1
構成比	17.6	12.3	18.7	24.1	22.7	22.9	27.1	19.2	20.6	19.3	▲ 1.3	—

(警察庁「少年非行等の概要(平成17年1～12月)」30頁)

無断転載禁止